

2025年 9月12日

一般社団法人 宮城県経営者協会
会長 増子 次郎 様



要 請 書

日頃から宮城県経営者協会におかれましては、地域の雇用の安定と安心して働ける環境づくり、さらには、労使関係の安定、企業倫理の向上のために、ご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、私たち連合は、就職差別をはじめ、すべての差別をなくすための人権教育や啓発活動に、構成組織・NPO・NGOとともに取り組んでいるところであります。

私たちは活動の一つとして、採用選考における就職差別の実態を把握するため、2023年4月、直近3年以内に新卒または中途採用試験を受けた、全国の15歳～29歳の男女を対象に、インターネット調査「就職差別に関する調査」を実施しました。

調査報告書の中から、「統一応募用紙」「厚労省の参考様式に準じた応募用紙」を使用していない事業所で、本人の適性・能力の判定に必要な「本籍地・出生地」や「家族構成・家族の職業や収入の記入」を求めている実態や、業務遂行に必要としない「健康診断の実施・健康診断書の提出」がいまだ行われているなど、差別に繋がるおそれのある実態が少なくないことが明らかになりました。

貴組織・団体におかれましても、今回の調査結果から、「職業安定法第5条の5」「男女雇用機会均等法」や「統一応募用紙」の趣旨をふまえ、就職差別をはじめ、あらゆる差別の廃絶に向けた人権教育・啓発活動の一層の取り組み強化を関係企業や関連団体等に対して徹底していただくようお願いします。

記

1. 「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用を関係企業や関連団体等に対して周知徹底すること。
2. 個人の能力に必要としない「戸籍謄(抄)本の提出」や、面接時における

「本籍地・出生地」、「家族構成・家族の職業や収入」、「男女差別につながる未婚・既婚や結婚の予定」等の質問を行わないよう、関係企業や関連団体等に対して周知徹底すること。

3. 応募時における健康診断の実施や健康診断書の提出は、業務遂行に必要な特定職種に限定するよう、関係企業や関連団体等に対して周知徹底すること。
4. 関係企業や関連団体等に対して、上記就職差別をはじめとする、あらゆる差別の廃絶に向けた人権教育・啓発活動の強化を図ること。

以 上